

～このページは平成29年度においての情報です～

板橋区（板橋区医師会）

【お 知 ら せ】

●特定健康診査について

- ◎ 実施期間 平成 29 年 6 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
- ◎ 実施機関窓口へ持参するもの
 - ・特定健康診査受診券
 - ・被保険者証
- ◎ 住民の方以外の受診の可否 区民(住民登録がある)以外の方も受診可能です。
- ◎ 注意していただきたい事項(特記事項)

- ・受診されたい実施機関が決まりましたら、事前に電話での確認をお勧めします。
- ・板橋区民(住民登録がある)の方は、追加項目が受診できます。

●特定保健指導について

- ◎ 実施期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
- * 実施機関が実施期間内に実施した特定健康診査の結果に基づく指導を行なう対象者に限り当該指導の終了(実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む)する日までを実施期間とする。
- ◎ 実施機関窓口へ持参するもの
 - ・特定保健指導利用券
 - ・被保険者証
- ◎ 住民の方以外の利用の可否 区民(住民登録がある)以外の方も受診可能です
- ◎ 注意していただきたい事項(特記事項)

保健指導は動機付け支援及び積極的支援を実施